



インドネシア汚職撲滅委員会による初めての法人起訴

執筆者: 吉本 祐介、杉本 清

1. はじめに – 法人処罰とは –

日本法上、一定の類型の犯罪には、犯罪行為を行った者(自然人)に加えて、当該行為者が属する法人も処罰対象とする法人処罰規定があります。このような法人処罰規定が存在する犯罪については、(そもそも刑事処罰のある法令を遵守するのは当然のことではありますが、)特に法人として、法務リスクが大きい性質の犯罪と言えます。

法人処罰規定は、インドネシア法にも存在し、たとえば、経済犯罪の捜査、起訴および審理に関する 1955 年緊急法律第 7 号、向精神薬に関する 1997 年法律第 5 号、汚職撲滅に関する 1999 年法律第 31 号(以下「汚職撲滅法」)、森林に関する 1999 年法律第 41 号、漁業に関する 2004 年法律第 31 号、道路に関する 2004 年法律第 38 号、環境保護および管理に関する 2009 年法律第 32 号、麻薬に関する 2009 年法律第 35 号、資金洗浄の防止および撲滅に関する 2010 年法律第 8 号といった法律には、法人処罰規定が存在します。

もっとも、これらの各種法律の規定をみても、いかなる場合に法人処罰規定が適用され、またいかなる手続きにより法人への刑事罰が課されるかは必ずしも明確ではありません。この点に関して、インドネシアの最高裁判所は、法人訴追に関する 2016 年最高裁判所規則第 13 号を制定し、裁判官は、法人が犯罪行為を行ったかの判断に際しては、下記の要素等を考慮するものとされています。

- 法人が犯罪行為から直接的に利益その他の便益を得ているか。
- 犯罪行為が法人の利益を拡大するために行われたか。
- 法人が犯罪行為を行うことを容認したか。
- 法人が犯罪行為を防止するために必要な措置や犯罪行為の影響を軽減する措置を取っていたか。

また、2016 年最高裁判所規則第 13 号によれば、法人が清算手続きに移行した後も、法人の責任は存続するものの、清算手続きが完了した際には法人の刑事責任は消滅するものとされています。この場合、当該犯罪に使用された、または犯罪から生じた

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

物を保有する旧経営陣・第三者やそれらの相続人に対する請求が可能と定められています。さらに、法人が合併・分割する際のルールも定められています(合併の際には、罰金の額は合併により得られた資産の価値を上限とするものとし、分割の際には犯罪への役割に応じて責任も分割されると規定されています。)、必ずしも明確な規定とはなっておりません。

2. 汚職撲滅法に関する法人処罰

法人処罰規定を有する上記の各種法律のうち、日本企業にとって最も関心が高いのは、贈収賄を規定する汚職撲滅法ではないかと思われます。汚職撲滅法によれば、行為者が法人との雇用関係その他の関係に基づき、法人を代表して汚職行為を行ったと評価される場合には、法人に対しても刑事罰が適用されるものとされています。また、インドネシア国外に所在する者であっても、インドネシアの公務員に対する贈賄を幫助した者は、汚職撲滅法違反となる旨が明記されていますので、理論上は、インドネシアの現地従業員が贈賄を行った場合に、日本の本社が汚職撲滅法違反とされる可能性は否定されません。なお、法人に対しては、行為者個人に対する罰金(汚職撲滅法は細かい状況や賄賂金額等に応じて罰金刑に差を設けていますが、一定金額以上の単純な贈賄であれば、行為者個人に対しては2億5000万ルピア(約200万円程度)が罰金刑の上限となります。)の上限に、上限の3分の1を加算した金額を上限とする罰金刑や、賄賂の没収、賄賂により得た金額の2倍の金額までの追徴、1年間の事業停止または事業許可の剥奪という付加刑が課され得ます。

汚職撲滅法上は、法人も贈賄罪の処罰対象とされていますが、いかなる場合に法人が犯罪行為を行ったのかの基準が明確になっていないという実体法上の問題や法人を訴追する際の手続き上の問題があり、インドネシアで法人に対して贈賄に基づき刑事罰が課された事例は限定的でした。しかし、インドネシアの汚職撲滅委員会は、2018年10月に、国立大学病院建設の入札に関して国会議員に賄賂を渡したとして、インドネシア法人 PT Nusa Konstruksi Enjiniring Tbk 社を法人としては初めて起訴しました。インドネシアで汚職取締りを専門とする汚職撲滅委員会は活発に活動しており、今後も汚職撲滅法違反での法人の訴追が続くことが見込まれます。

3. 日本企業にとってのリスク

上記法人処罰の議論は、(汚職に巻き込まれた駐在員個人に加えて、)インドネシアにおける日系現地法人についても処罰対象となるという意味で、一次的には留意が必要となります。

一方で、インドネシアにおいて、外国法人である日本企業自体(インドネシア現地法人の日本の親会社)に刑事罰が直接課された事例は未だ見当たりません。インドネシアの司法当局が日本の法人を処罰するためには、日本法人をどのように刑事手続きに関与させるかという手続き上の問題があり、2016年最高裁規則第13号制定後も、インドネシアの検察等が日本法人を訴追することは実際には困難ではないかと現時点では考えられています。

いずれにせよ、インドネシアにおいて汚職撲滅委員会の訴追強化については、今後も動向を注視する必要があります。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y_yoshimoto@jurists.co.jp

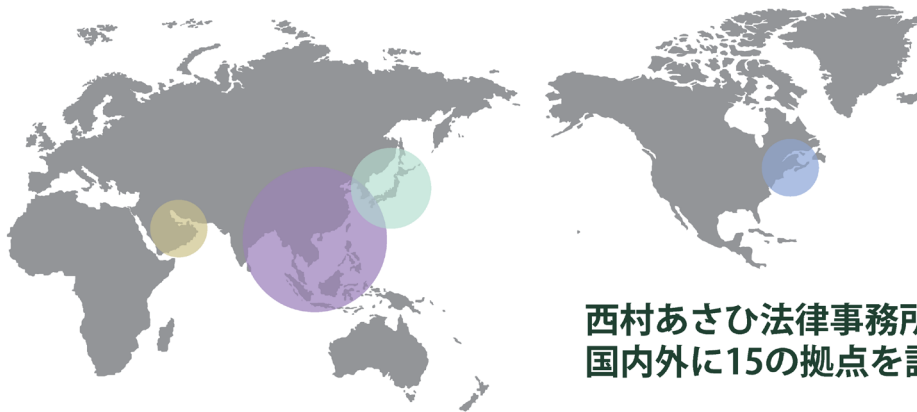
2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタのAli Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



すぎもと きよし
杉本 清

西村あさひ法律事務所 弁護士
ki_sugimoto@jurists.co.jp

2006年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて1年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014年弁護士登録、西村あさひ法律事務所入所。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

ドバイ駐在員事務所

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
代表 中島和穂
駐在代表 森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*¹

Walangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介

Okada Law Firm (香港)*²

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。